

3年3月までに接種

高齢者肺炎球菌ワクチン

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施しています。令和元年度の定期予防接種対象者で2年3月31日までに接種を受けられなかった人は期間を延長して実施しています。

対象=市に住民登録があり、過去に肺炎球菌ワクチン(23価)を接種したことがない下記①②③のいずれかに当てはまる人

①4月1日～3年3月31日までに、65・70・75・80・85・90・95・100歳となる人

②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある人(身体障害者手帳1級をお持ちの人または1級相当の人)

③令和元年度接種対象者(令和元年度中に①の年齢になった人)で2年3月31日までに定期予防接種を受けられなかった人

接種費用・回数=4,000円/1回

接種場所=市内の指定医療機関

※市外で接種希望の場合は、健康増進課への事前申請が必要です。手続きには2週間程度かかります。期間に余裕を持って申請してください。詳細は、市ホームページまたは下記へお問い合わせください。



予診票=対象者で接種希望の場合は下記へご連絡ください。「予診票兼接種券」を送付します。

申請・問い合わせ=健康増進課(559-6155 FAX 559-5705)

10月は土地月間

土地の取り引きは届出を!

一定面積以上の土地を取り引きする際には、公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)や国土利用計画法(国土法)に基づき、届出が必要です。

【事前に届出が必要な場合(公拡法)】

都市計画区域内の一定規模以上の土地を、有償で譲渡する日の3週間前までに、市(用地課)に届出が必要です。



なお、地方公共団体に対して、都市計画施設の区域内で200㎡以上の土地の買い取りを希望する場合は、公拡法による「先買い制度」を申し出ることができます。

【取引後に届出が必要な場合(国土法)】

契約を締結した日から起算して2週間以内に市(都市計画課)を通じて県知事に届出が必要です。



届出が必要な対象区域	公拡法(事前)	国土法(事後)
都市計画施設(道路、公園予定地など)の区域内などで200㎡以上	○	—
市街化区域で2,000㎡以上5,000㎡未満	—	○
市街化区域で5,000㎡以上	○	○
市街化調整区域で5,000㎡以上	—	○

問い合わせ=公拡法について:用地課(559-5125 FAX 563-3359)、国土法について:都市計画課(559-5116 FAX 559-7400)

10月1日から接種開始

高齢者インフルエンザ定期予防接種

今冬のインフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備え、ワクチンの需要が高まる可能性があります。下記対象者で希望する人は、早めに医療機関にご相談ください。

また、インフルエンザワクチンは重症化を防ぐ効果がある一方で、発病を必ず防ぐものではなく、副反応が生じる場合もあります。予診票に添付の説明書をよく読んでから接種を受けましょう。

接種時期=10月1日(木)～3年1月31日(日)

対象=市に住民登録があり、次の①または②に該当する人

①接種日に65歳以上の人 ②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある人(身体障害者手帳1級をお持ちの人または1級相当の人)

接種費用・回数・場所=1,500円/1回/市内の実施医療機関

持ち物=住所と年齢が確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)

注意点=

(1)市外で接種希望の場合は、健康増進課への事前申請が必要です。手続きには2週間程度かかります。期間に余裕を持って申請してください。詳細は、市ホームページまたは下記へお問い合わせください。



(2)予診票は健康増進課または市内の実施医療機関にあります。対象者への個別送付は行っていませんのでご注意ください。

申請・問い合わせ=健康増進課(559-6155 FAX 559-5705)

10月4日は都市景観の日 良好な景観をつくろう

良好な景観は、行政だけでなく市民の皆さんの身近な取り組みや各地域での主体的な景観まちづくり活動などにより形成されます。市では、良好な景観を形成するための活動に各種支援制度を設けています。

【景観まちづくりのための各種支援制度】

①三田市景観形成推進員派遣制度

良好な景観形成のための活動に、「景観形成推進員」をアドバイザーとして派遣します。



②共同緑化助成制度

道路に面する部分の生け垣の設置、壁面や擁壁の緑化などの植栽にかかる経費の一部を助成します。(景観形成活動団体として認定された隣家3戸以上での共同緑化が対象)

③景観形成活動団体認定制度

良好な景観形成のための普及や啓発など、自主的な活動を行う団体(3人以上で構成)を市が認定し、支援します。

【景観計画区域内での行為の届出】

市では、市全域を景観計画区域に指定しています。フェンスの設置、外壁の塗り替えなど一定の行為を行う場合、法令に基づく届出などが必要です。詳細についてはお問い合わせください。



問い合わせ=都市計画課(559-5118 FAX 559-7400)

※いずれの制度も予算内での支援・助成となるため、ご希望に添えない場合があります。

2年8月1日以降生まれ対象

ロタウイルスワクチン 10月1日から定期予防接種

10月1日から、ロタウイルスワクチンが国で定められた定期予防接種(接種費用無料)になります。対象者には説明書と予診票兼接種券を送付します。対象外の人は任意予防接種(全額自己負担)になります。

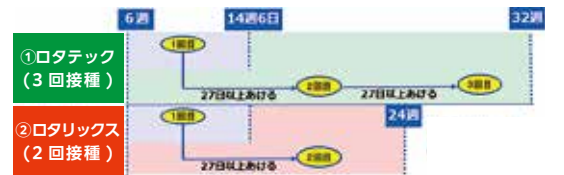
対象=市に住民登録がある2年8月1日以降に生まれた子ども ※定期予防接種となるのは10月1日以降の接種からです。対象者であっても、9月中に接種した場合は、任意予防接種となり費用がかかります。

接種時期=1回目の接種は生後6週から14週6日までに済ませる。標準的には生後2か月から開始。

接種回数=ワクチンは2種類ありますので、いずれかを選択して、最後まで同じワクチンを接種してください。

①**ロタテック**:生後32週までに接種。27日以上の間隔をあけて3回接種

②**ロタリックス**:生後24週までに接種。27日以上の間隔をあけて2回接種



接種場所=市内の実施医療機関

※市外の医療機関で接種する場合は、下記へ事前申請が必要です。

持ち物=予診票、母子健康手帳

【定期予防接種の接種間隔が一部変更】

10月1日から定期予防接種の接種間隔が一部変更になります。詳細は市ホームページまたはかかりつけ医にご相談ください。



【定期予防接種の期限延長(事前申請必要)】

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、3月1日以降に定期予防接種の期限が到達する人のうち、やむを得ず規定の期限までに接種を受けることができなかった人に対して、接種の期限を延長します。接種をする前に下記へ事前申請が必要です。



申請・問い合わせ=すくすく子育て課(559-5701 FAX 559-5705)

募集

2・3年度採用

市民病院職員(助産師・看護師)

採用試験日=10月17日(土)

募集人員=20人程度

対象=昭和50年4月2日以降に出生した人で、①助産師または看護師の免許を有する人または②令和3年国家試験で同免許取得見込みの人

提出書類=①受験申込書(希望者に郵送または市民病院ホームページからダウンロード可)②受験票③成績証明書1部(卒業見込者のみ)④看護師免許証の写し(免許取得者)
試験科目=①適性検査②個別面接

採用時期=3年4月1日付 ※すでに免許を取得している人は、希望により令和2年度中の採用が可能です。

申し込み・問い合わせ=10月13日までに、提出書類を持参または郵送で、〒669-1321 けやき台3-1-1 市民病院事務局総務課(565-8605 FAX 565-8011)

